

# 保険会社のグループ経営に関する規制のあり方について

— 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し —

平成23年7月27日

社団法人日本損害保険協会

# I. 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

## (1) 過去の買収実績

### 主な買収実績

年	月	買収会社等	被買収会社等	出資割合	出資額 又は資本金
2004	9	三井住友	英国のアヴィヴァ社のアジア損保事業の買収	-	\$ 4.5億 (約500億円)
2005	4	三井住友	台湾の明台社の買収	100%	84億台湾ドル (約285億円)
2007	6	東京海上日動	シンガポール・マレーシアで生損保事業を展開しているアジアジェネラルホールディングスリミテッド(Asia General Holdings, Limited)の買収	92.4%	約446億円
2008	3	東京海上日動	英国ロイズキルン社の買収	100%	442百万ポンド (約950億円)
2008	12	東京海上日動	米国損害保険グループ フィラデルフィア・コンソリディテッド社の買収	100%	\$ 4,705百万 (約4,987億円)
2009	7	損保ジャパン	ブラジル保険会社(Maritima Seguros)社の株式取得	50%	328百万リアル (約155億円)
2010	5	損保ジャパン	シンガポール損害保険会社テネット社(Tenet Insurance)の買収	100%	95百万シンガポールドル (約62億円)
2010	6	損保ジャパン	トルコ保険会社フィバシゴルタ社(Fiba Sigorta Anonim Sirketi)の株式取得	93.36%	485百万トルコリラ (約281億円)
2010	6	三井住友	マレーシア保険会社ホンレオン社の損保事業の三井住友海上現地法人への事業移転(移転後出資比率70%)、同社の生保事業への出資(出資比率30%)	-	940百万マレーシアリングット (約254億円)
2011	5	三井住友	インドネシア保険会社シナールマス生保社(PT Asuransi Jiwa sinarmas)の株式取得	50%	7兆インドネシアルピア (約672億円)
2011	6	損保ジャパン	マレーシア損害保険会社(Berjaya Sompo Insurance)の株式買い増し	30%→70%	496百万マレーシアリングット (約133億円)

# I. 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

## (2) 子会社の業務規制の影響

### ① 規制外の子会社が含まれていた実例

年	月	買収会社等	被買収会社	含まれていた 規制外の子会社
2007	6	東京海上日動	アジアジェネラルホールディングスリミテッド (Asia General Holdings, Limited)	・投資会社 ・不動産開発、投資会社 ・ルーフトイルの製造販売、不動産賃貸、投資会社 ・レンタカー事業、新車中古車ディーラー ・セメント製造販売会社 ・ホテルマネジメント 他計21社
2008	12	東京海上日動	フィラデルフィア・コンソリディティッド社	・資産管理会社 ・保険料貸付会社 他計4社

なお、買収に成功していない事例や検討中の案件については、交渉先との守秘義務契約、各社のM&A戦略の観点等の理由から公表できない。

### ② 規制外の子会社を売却・清算することによる影響

- BIDになった際には、他の入札者と異なる条件を付けることになるので、極めて不利になる。
- 相対交渉の場合でも交渉が不利になる場合があり、売却や清算に要する時間やコストがかかる。
- 現地での競争力低下につながる。

### ③ 現地での競争力確保のために規制外の子会社を維持することが望ましい事例

- 自動車修理工場（自動車保険販売との相乗効果）
- ホテル等の不動産業（生命保険会社の資産運用手段の一つとして）

# I. 保険会社の外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制の見直し

## (3) 検討の方向性

### 前回のWGでのご意見

- 国内の子会社規制との関係をどうするのか
- 海外では無制限に国内規制に抵触する子会社を持てることにするのか

連結ソルベンシーの導入等を踏まえ、中長期的には国内の子会社規制を含め見直しが必要との認識であるが、外国保険会社買収の問題については、より喫緊の課題と捉えており、今回のWGでは以下のいずれかの方向性でご検討をお願いしたいと思っている。

- 買収時点で存在した規制外子会社のみは存続可とする。
- 買収時点では子会社規制は適用せず、規制外子会社の事業価値の毀損を防ぐために買収から一定期間経過後に当該規制を適用する。
- 買収の場合は、一定規模以内の子会社は子会社規制の適用外とする。